



よくある質問集

2009年11月30日

米国移民帰化局では北マリアナ諸島連邦における特定の外国人に対し 臨時入国許可認可を実施

背景説明

北マリアナ諸島連邦(CNMI)において米国移民法が実施されることが決定し、その移行期間が2009年11月28日に開始予定とされています。2008年5月8日付けで、ジョージ・W・ブッシュ大統領が公法110-229、資源整理法2008 (the *Consolidated Natural Resources Act of 2008* 略称：CNRA)に調印しました。この法律の第7章は、米国との政治的統合において北マリアナ諸島連邦を確立するための契約条項を承認する法である公法94-241を修正したものです。また、第7章は移民および国籍法(the Immigration and Nationality Act、略称：INA)を含む米国移民法の特定の条項をCNMIに適用するものです。

米国市民権および移住サービス(United States Citizenship and Immigration Services、略称：USCIS)では、ケースバイケースベースで、CNMIにおける特定の外国人グループにおける有資格者に対して臨時入国許可を認めるものとします。この認可は移民および国籍法(Immigration and Nationality Act、略称：INA)の212(d)(5)項および適用規則に従って実施されます。

よくある質問集

Q: CNMIにおけるどんなグループが臨時入国認可の対象となるのでしょうか？

A: 下記グループが臨時入国許可認可の対象となります：

- CNMIの永住者；
- CNMI永住者の直近の親戚；
- 死去したCNMI永住者の配偶者と子供； および
- 米国の自由連合国(パラオ共和国、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国)の市民の直近の親戚

Q: 直近の親戚とはどんな親戚を指すのでしょうか？

A: この臨時入国許可プログラムに関してのみ、USCISではCNMI法の下における「直近の親戚」の定義を適用します。「直近の親戚」とは下記を意味します：

- 合法的に認められた配偶者；
- 実子または18歳未満において養子縁組を行った21歳以下の子供；
- 子供の18歳の誕生日前に継子関係を作り出す婚姻が行われた場合の継子； あるいは
- CNMI永住者の残存配偶者または子供

Q: 臨時入国許可ステータスとはどんなステータスを意味するのでしょうか？

A: 米国移民法の下における入国申請者とは、今までに米国移民局職員によって査察および入国を許可されていない外国人を指します。移行プログラムの実施日(2009年11月28日)付けにおいて、CNMIに在住する外国人で米国移民でない場合、臨時入国許可申請者となることができます。USCISが緊急な人道的理由または多大な公的利益があると判断する場合、臨時入国許可申請者の入国を特別に独裁で許可する権利をUSCISは有しています。臨時入国した外国人は継続して入国許可申請者のままとなりますが、米国に残存することを断言的に許可されたこととなり、労働許可に対して任意許可に申請することが可能です。

Q: この臨時入国許可はどのくらいの期間有効なのでしょうか？

A: 臨時入国は一般的に2年間有効であり、外国人が継続して有資格を持っていることを条件に更新可能となっています。また、USCISは理由があれば(臨時入国した外国人が犯罪を犯した、有資格に影響するような個人的な変化が起こった)、臨時入国許可を解除終了できます。

Q: 臨時入国するための資格を取得するためにCNMIに証明を示す必要はあるのでしょうか？

A: 必要です。あなた自身のステータスおよび/または有資格の関係を示す証明書(コピー可)として、下記書類を提出して下さい。

- CNMI永住者またはその直近親戚を示すカード
- FAS国民の証明書
- 婚姻証書
- 子供の出生証明書
- 故人の死亡証明書
- あなたの最終CNMI移民ステータスに関する証明書
- あなたの現在のCNMI雇用ステータスに関する証明書

Q: 臨時入国許可を取得するために、その他の要件はあるのでしょうか？

A: あります。本ポリシー下の臨時入国許可は条件が揃えば自動的に認可されるものではなく、ケースバイケースで決定されます。USCISは容認しがたい要素があればそれも考慮するため、最終的にそのような事項により認可が下りない場合があります。本臨時入国許可を申請する申請者は、影響を受けるグループのメンバーとして資格取得条件を確立しなければなりません。また、申請者はプログラム移行実施日の直前にCNMI法の下で合法的にCNMIに在住していなければなりません。

Q: 臨時入国許可を取得するための関連申請費用はいくらかかるのでしょうか？

A: 本プログラムにおいてCNMIでの臨時入国許可を取得するための申請費用は一切かかりません。臨時入国済みの外国人が雇用許可または旅行特権を要請する場合、そのような人物は適切な申請用紙を申請する必要があります。現在の申請費用に関しては、雇用許可の申請に関する形式I-765の申請費用が340ドル、旅券申請に関する形式I-131の申請費用が305ドルとなっております。USCISでは、この費用を支払う能力が欠如するかどうかに基づき、形式I-765の申請費用を免除する場合があります。USCISでは、該当CNMI申請者が適用枠に見合う経済的苦難を証明することができれば、申請費用を免除します。USCISに申請費用免除の要請を行うには形式指示書に従い、形式I-765と一緒に手紙を同封して下さい。形式I-131の費用に関しては免除されません。

CNMI から米国の他の地域およびその他の領域 (グアムを含む) へ旅行を要請する際には、申請費用は必要ありません。

Q: 臨時入国ステータスにいつ申請できるのでしょうか？

A: 2009 年 11 月 28 日以降であればいつでも臨時入国ステータスに対して申請可能です。

Q: USCIS では自分の申請書がどのように処理されるのでしょうか？

A: USCIS では、あなたのステータスをまず確認し、経歴確認を行い、臨時入国許可決定に対して不利に働く要素がないかどうかを考慮してから、その他の処理機能を実施します。USCIS があなたの申請書を承認する場合、形式 I-94、到着・出発記録書がお手元に届きます。あなたの申請書が否認される場合、USCIS では通知のために手紙を送付いたします。

Q: 臨時入国許可にどうすれば申請できるのでしょうか？

A: まず初めに、オンラインからUSCIS申請サポートセンター(住所：TSL Plaza Building, Beach Road South, Saipan, CNMI)に訪問予約を行って下さい。その予約時にUSCISの移民局職員に本人が臨時入国許可要請を提出しなければなりません。オンラインwww.uscis.govから予約を取ることできます。

この予約時に、移民局職員が申請書を受領し、申請時の質問があれば回答します。自由連合国の市民の配偶者である事に基づき臨時入国許可を申請する場合、移民局職員があなたおよびあなたの配偶者に対して面談を行います。予約時には、臨時入国許可書発行前にセキュリティチェックに必要なため指紋の採取が必要となります。臨時入国許可申請またはこの指紋採取に関して、費用は一切かかりません。

Q: ASC サイパンで予約を取る場合、何を提出しなければならないのでしょうか？

A: 予約時に下記の書類を提出する必要があります：

- あなたが署名し、ハワイ州ホノルル、26 地区の USCIS ダイレクターに宛てた要請書；
- 手紙はタイプしたものか、読むことが可能であれば手書きでも良い；
- 移行プログラム実施日(2009 年 11 月 28 日)におけるステータス証明書；
- 申請時の CNMI における在住証明書；
- 完全に記入した形式 G-325、略歴情報；
- 最近撮影したパスポートサイズの写真 4 枚；および
- パスポートや出生証明書のような有効な個人識別可能書類

Q: 臨時入国許可が認可された時点で自動的に私の労働許可も認可されるのでしょうか？

A: 認可されません。まず、臨時入国許可を取得し、雇用許可申請書 (形式 I-765) と共に、認可の証明書 (形式 I-94) を提出しなければなりません。労働許可が認可されると、臨時入国許可期間において CNMI で労働する資格が得られます。

Q: 雇用許可があれば、CNMI のどんな雇用主と働いてもいいのでしょうか？

A: かまいません。この雇用許可書に制限は設けられていません。

Q: 雇用許可にどうすれば申請できるのでしょうか？

A: 形式用紙指示書に指定の場所での申請指示書に従い、雇用許可申請書、形式 I-765 を申請しなければなりません。最長 2 年までの雇用許可が認可されます。

Q: 臨時入国許可ステータスでグアム、ハワイや米国本土に旅行できるのでしょうか？

A: 臨時入国許可を取得した者として、米国のその他の地域そしてその領域を旅行する資格があります。米国のその他の地域および/または米国領域に旅行する認可を要請するには、旅行の目的および CNMI へ戻る意図を記載した書面を用意、署名しなければなりません。USCIS グアム現地事務所 (住所: Sirena Plaza, Suite 100 108 Hernan Cortez Avenue Hagatna, Guam 96910) 宛てに、その書面を必ず郵送で送付して下さい。グアム現地事務所よりあなたの旅行要請に関する決定を書面にて通知いたします。

Q: 臨時入国許可の認可を受けている間、外国へ旅行し、再度 CNMI へ入国することは可能でしょうか？

A: 外国へ旅行した後で CNMI へ再度入国するためには一時渡航証を取得しなければなりません。一時渡航証を申請するには、USCIS グアム現地事務所 (住所: Sirena Plaza, Suite 100 108 Hernan Cortez Avenue Hagatna, Guam 96910) まで、用紙形式指示書に従って、申請費用およびその証明書と共に、形式 I-131 旅券書類申請書を郵送して下さい。グアム現地事務所よりあなたの旅行要請に関する決定を書面にて通知いたします。詳細情報に関しては、形式 I-131 の指示書または ASC サイパンでご利用いただけます。

Q: 臨時入国許可ステータスで、グアム、ハワイまたは米国本土への旅行が承認され、雇用認可証明書(Employment Authorization Document、略称: EAD)を取得している場合、米国のその他の地域で雇用可能なのでしょうか？

A: 不可能です。USCIS は CNMI の臨時入国許可取得者が居住または雇用目的で米国内の他の地域に旅行することは認めていません。本プログラムの下で、あなたの EAD は CNMI 以外の場所での雇用は無効であると考えられます。そのような雇用に着く場合、あなたの臨時入国許可の条件に違反しており、米国から自分の国籍を持つ国へ強制送還となる可能性があります。

Q: 外国から CNMI へ一旦帰国すると、CNMI 内での雇用許可を依然として保有することはできるのでしょうか？

A: できます。臨時入国許可の条件を継続して満たしている限り、CNMI 外へ旅行後 CNMI へ再度戻ることによって、雇用許可が終了されることはありません。

Q: 2年後に臨時入国許可の期限が切れたら、再度更新することは可能でしょうか？

A: 既存の臨時入国許可の期限が切れる前に最長 120 日まで更新 (再臨時入国許可) を要請することが可能です。最初の臨時入国許可申請と同様の申請手順に従って下さい。更新はその外国人が継続して有資格であることが条件となります。また、USCIS は理由がある (臨時入国した外国人が犯罪を犯した、資格に影響するような個人的な変化が起こった) 場合、臨時入国許可を解除終了できます。

Q: 私の労働許可も更新できますか？

A: あなたの既存の雇用認可証明書 (employment authorization document、略称 EAD) の期限が切れる 120 日前まで、かつあなたの臨時入国許可申請書が再度承認後に、USCIS

に対して EAD の更新を申請することが可能です。時間差による認可の一時失効を回避するため、臨時入国の再申請を早めに行ってください。そうすることで、USCIS があなたの申請を処理し、新しい形式 I-94 を送付することが可能です。

Q: 臨時入国許可取得によって、合法的に永住権 (グリーンカード) を取得することになるのでしょうか？

A: なりません。臨時入国許可は暫時的なものであり、合法的な永住ステータスを提供するものではありません。認可された臨時入国許可の条件規約に関しては、臨時入国許可証明書に規定があります。これらの条件規約には、合法的な永住権ステータスを認める記述は含まれていません。

Q: 本プログラム下で臨時入国許可の有資格である場合、私は 2009 年 11 月 28 日に即時に申請をする必要があるのでしょうか？

A: 即時に申請する必要はありません。移行期間において CNMI 法の下で合法に在住する外国人は、一般的に CNMI 認可期間あるいは 2 年間のどちらか短期の方に存続するものとし、多くの場合において同じ期間、労働許可も継続できます。CNMI ステータスの期限が切れる、または 2 年が経過するか、どちらが先でも、外国人は米国移民法の下で必ず合法的なステータスを取得しなければなりません。本臨時入国許可の下における申請書は、かかる合法的なステータスを外国人が確保できる 1 つの手段であると言えます。ただし、臨時入国許可下の米国移民の利点は自動的に取得できるものではなく、必ずそのような利点を取得するために申請をする必要があります。また、あなたは移民および国籍法の下で移民または非移民ステータスを取得する資格も有しています。よって、臨時入国許可に対して有資格であったとしても、この臨時入国許可に申請しないことを選択してもかまいません。

Q: 本プログラムの下で臨時入国許可が認可された場合、CNRA 下で 2009 年 11 月 28 日から最長 2 年間の継続雇用認可を失うことになるのでしょうか？

A: 失うことにはなりません。臨時入国許可を認可される場合、雇用認可証明書 (Employment Authorization Document、略称: EAD) に申請する必要なく、CNRA 認可の下で継続して仕事をすることができます。ただし、2011 年 11 月 28 日 (またはあなたの CNRA 認可の満期日、いずれか早い方) 以降に働く、またはその認可の範囲内ではない雇用を行うためには EAD が必要となります。

Q: これは CNMI におけるその他の外国人は臨時入国できないということを意味しているのでしょうか？

A: そうではありません。USCIS では、今回、これらの特定グループにおける有資格の外国人に臨時入国許可を認可すると決定しています。USCIS およびその他の DHS 移民管理局は、ケースバイケースで、適当と見なす場合、その他の状況においても臨時入国許可を使用する場合があります。

Q: テニアン諸島やロタ島からの臨時入国許可申請についていかがでしょうか？

A: 全ての CNMI 申請者は対応申請用紙の指示にある同じ住所に申請書を郵送してください。USCIS はテニアン諸島やロタ島への旅行に関して、臨時入国許可証の発行や生物統計学的な必要が将来的に生じる場合に考慮する場合がありますが、このようなサービスを提供する計画は現時点ではありません。臨時入国許可申請には、自身で申請する必要があり、テニアン諸島およびロタ島からの申請者は、申請目的でサイパンへ渡航する必要があります。

- USCIS -